

令和7年度  
みどりの村遊具更新工事  
公募型プロポーザル実施要領

高山村役場

## 1. 事業概要

### (1) 業務名

令和7年度 みどりの村遊具更新工事（以下「本工事」という。）

### (2) 発注方式

新たな遊具の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

### (3) 業務内容

本工事は「令和7年度 みどりの村遊具更新工事 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

### (4) 期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

### (5) 業務場所

吾妻郡高山村地内

## 2. 実施形式 公募型プロポーザル

## 3. 上限価格

5,000,000円（税込み）を想定

※金額は提案上限額であり契約時の予定価格を示すものではない。

※契約に当たっては「15. 契約手続」に基づき決定する。

## 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

(1) ぐんま電子入札共同システム令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿に「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」工種に登載があること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 高山村で行うプレゼンテーション及び受注後の打合せ等に参加できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 5. 日程（予定）

| 項目                     | 期日                            | 備考          |
|------------------------|-------------------------------|-------------|
| プロポーザルの公告<br>・実施要領等の公表 | 令和7年5月2日（金）                   | 村ホームページ等に掲載 |
| 質問書の提出期限               | 令和7年5月13日（火）                  | 16時まで受付     |
| 質問に対する回答               | 令和7年5月15日（木）～<br>令和7年5月21日（水） | 村ホームページ等に掲載 |
| 参加表明書等の提出期限            | 令和7年5月22日（木）                  | 16時まで受付     |
| 参加資格の確認通知              | 令和7年5月23日（金）                  |             |
| 企画提案書の提出期限             | 令和7年5月29日（木）                  | 16時まで受け付け   |
| プレゼンテーション<br>・ヒアリング審査  | 令和7年6月上旬                      |             |
| 審査結果の通知・公表             | 令和7年6月上旬                      |             |
| 契約締結                   | 令和7年6月上旬                      |             |

## 6. 質問受付及び回答

質問受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和7年5月13日(火)16時必着

(2) 質問の方法等

質問がある場合には、質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式1）を電子メールで「18. 担当部局」へ提出すること。その際、電子メールの件名に「遊具プロポーザル質問書」と記載すること。併せて提出した旨を電話にて「18. 担当部局」へ連絡すること。

なお、質問は「4. 参加資格者要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。

(3) 回答

寄せられた全ての質問及び回答については、「5. 日程（予定）」のとおり高山村ホームページで公表するものとする。

なお、口頭や電話による質疑、照会及び本要領及び要求水準書に関する内容以外については、原則回答しない。

## 7. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和7年5月22日(木) 16時必着

(2) 提出書類

| 書類                   | 様式   |
|----------------------|------|
| 参加表明書                | 様式2  |
| 4. 参加資格要件(1)が確認できる書類 | 様式自由 |

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出先 「18. 担当部局」

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)により提出すること。郵送の場合は封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル参加表明書 在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「18. 担当部局」へ連絡すること。

## 8. 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和7年5月23日(金)までに、参加の可否を通知します。

(2) 通知方法 参加表明書に記載された電子メールアドレスへ通知します。

## 9. 現地確認

現地確認は、公園利用者の妨げにならない範囲で自由に行うことができる。

## 10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年5月29日(木) 16時必着

※なお、提案数は1者につき1案に限る

(2) 提出書類

| 書類        | 様式                   |
|-----------|----------------------|
| 企画提案書(表紙) | 様式3                  |
| 工事実施体制    | 様式4                  |
| 企画提案書     | 様式自由                 |
| 工程表       | 様式自由                 |
| 見積書       | 様式自由(消費税及び地方消費税を含む額) |

(3) 提出部数 正本1部、副本10部(副本は複写でも可)

提出書類の電子データを収録したCD-R等1枚(ファイル形式:PDF)

(4) 提出先

「18. 担当部局」

## (5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留、レターパックプラスに限る）により提出すること。

郵送の場合は封筒（会社名を記載してあるもの）を朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「18. 担当部局」へ連絡すること。

## 1 1. 企画提案書の留意事項

### (1) 基本事項

#### ① 企画提案書の無効

本プロポーザルは、本工事の契約候補を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、失格とする場合がある。

#### ② 業務の実施方針等

業務の実施方針、実施体制、工程計画その他記載にあたっては、簡潔に記載すること。

#### ③ 実施体制

主任技術者及び現場代理人は、参加表明日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること。

### (2) 企画提案書（様式自由）

① A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、本文の文字サイズは、10ポイント以上を基本とし、特別大きな図面等が必要な場合には、A3判以下にて提案書の中に折り込み、「12. 技術提案を求める範囲」に記した項目の順に記載すること。

② 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図面等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有していなくても、評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

### (3) 見積書

見積書は要求水準書に基づき、具体的な積算内訳を記載ください。また、一式計上したものについては、必ずその内容が明らかになるよう内訳書及び単価表を作成のうえ、添付してください。

## 1 2. 技術提案を求める範囲

### (1) インクルーシブ要素

- ① インクルーシブな空間のコンセプトが地域の特性に合っている。(単に全国に普及する「インクルーシブ遊具」ではなく、周辺環境・施設、住民の意見も考慮した製品、配置になっている)。
- ② 実用的なインクルーシブの設計になっている。(ユニバーサルデザインの観点だけでなく、障がいのない子、障がいのある子それぞれの利用を促進するための遊具の構造や配置、混雑を回避する仕組などに配慮している)。
- ③ 障がい当事者や団体等に対するヒアリング実績に関する資料を別途用意している。加点項目とするとともに、本市の公園整備の参考にするものとする。

### (2) デザイン性

- ① 多種多様な利用者を引き付ける、魅力的でオリジナル性の高いデザインである。
- ② 様々な発達段階の子どもが繰り返し、飽きずに遊べる優れたアイテム。デザインである。
- ③ 景観に配慮し、周辺環境と調和のとれたデザインである。

### (3) 遊び場の安全性

- ① 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 に準拠するだけでなく、対象年齢に応じた更なる安全性に配慮した構造や配置となっている
- ② 安全領域内の舗装面は、遊具からの落下に対する安全対策として衝撃吸収性の高い素材、かつ公園の景観を損なわない製品で舗装とする。

### (4) 耐久性

劣化の低減(耐久・腐食性)や長寿命化(対応年数)に十分配慮した製品である。

### (5) メンテナンス性

メンテナンス性(交換部品の調達や修繕が容易で)に配慮した提案となっているなど、遊具の構造に維持管理を容易にするための工夫が見られる。

### (6) 保証期間

主要構造物(支柱)や副構造物(遊びアイテムなど)に関しては十分な保証期間があり、維持管理のコストが削減される。

### (7) 賠償責任

生産物賠償責任保険に加入しており、万が一の生産上の過失の際には十分な補償責任を負う事ができる。

### (8) 品質管理状況

品質マネジメントシステム ISO9001 及び、環境マネジメントシステム ISO14001 を取得し、高品質かつ環境保全に対する社会的責任を果たしている。

### (9) 緊急対応力

緊急時に敏速な対応を取る事ができる。また、主要素材は国内に生産拠点があり、

修理部品の調達も容易に行う事ができる。

(10) 納入実績

近年のインクルーシブ、ユニバーサルデザインなどに配慮した遊び場への納入事例。

1 3. 審査方法等

(1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、みどりの村遊具更新工事提案審査委員会（9名）（以下「審査委員会」という。）が行う。なお審査委員会は、非公開とする。

(2) 審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング審査等を「1 4. 評価内容」により総合的に評価し、以下の方法で契約候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先契約候補者とし、次に総合得点が高い者を次点契約候補者として選定する。なお、総合得点が高点の場合は、見積書の額が安価な者を高い順位とする。

また、提案者が1名の場合においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が高点の60%以下となった者は、契約候補者としない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

① 順番は、参加表明書の提出（受付）順とする。

② 各提案者の出席者は、3名以内とする。

③ プレゼンテーションは1者につき30分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を15分とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。）

④ プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。

⑤ プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料は認めない。

(4) 審査結果の公表

審査結果（優先契約者候補名）は、高山村ホームページ等で公表する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全提案者に以下の事項を書面で通知する。なお、審査の内容・経過については公表しない。

また、審査結果に対する以下の異議申し立ては受け付けない。

・ 通知を受ける者の評価の着目点ごとの得点

- ・優先契約候補者名と評価の着目点ごとの得点
- ・その他の提案者名のない評価の着目点ごとの得点一覧

#### 1 4. 評価内容

令和7年度 令和7年度 みどりの村遊具更新工事 プロポーザル評価基準

本プロポーザルにおける企画提案者の評価は、審査委員会において審査し決定する。審査委員は、下表の評価基準の各評価項目について、採点し、算出された評価点数により評価するものとする。

##### (1)評価基準

| 審査項目      | 評価内容  | 配点 |
|-----------|---|----|
| インクルーシブ要素 | インクルーシブな空間のコンセプトが地域の特性に合っている。(単に全国に普及する「インクルーシブ遊具」ではなく、周辺環境・施設、住民の意見も考慮した製品、配置になっている)。                | 10 |
|           | 実用的なインクルーシブの設計になっている。(ユニバーサルデザインの観点だけでなく、障がいのない子、障がいのある子それぞれの利用を促進するための遊具の構造や配置、混雑を回避する仕組みなどに配慮している)。 | 10 |
|           | 障がい当事者や団体等に対するヒアリング実績に関する資料を別途用意している。加点項目とするとともに、本市の公園整備の参考にするものとする。                                  | 10 |
| デザイン性     | 多種多様な利用者を引き付ける、魅力的でオリジナル性の高いデザインである。  | 5  |
|           | 様々な発達段階の子どもが繰り返し、飽きずに遊べる優れたアイテム。デザインである。  | 10 |
|           | 景観に配慮し、周辺環境と調和のとれたデザインである。  | 5  |
| 遊び場の安全性   | 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 に準拠するだけでなく、対象年齢に応じた更なる安全性に配慮した構造や配置となっている                                  | 5  |
|           | 安全領域内の舗装面は、遊具からの落下に対する安全対策として衝撃吸収性の高い素材、かつ公園の景観を損なわない製品で舗装とする。  | 5  |
| 耐久性       | 劣化の低減(耐久・腐食性)や長寿命化(対応年数)に十分配慮した製品である。   | 5  |

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| メンテナンス性 | メンテナンス性（交換部品の調達や修繕が容易で）に配慮した提案となっているなど、遊具の構造に維持管理を容易にするための工夫が見られる。            | 5   |
| 保証期間    | 主要構造物（支柱）や副構造物（遊びアイテムなど）に関しては十分な保証期間があり、維持管理のコストが削減される。                       | 10  |
| 賠償責任    | 生産物賠償責任保険に加入しており、万が一の生産上の過失の際には十分な補償責任を負う事ができる。                               | 5   |
| 品質管理状況  | 品質マネジメントシステム ISO9001 及び、環境マネジメントシステム ISO14001 を取得し、高品質かつ環境保全に対する社会的責任を果たしている。 | 5   |
| 緊急対応力   | 緊急時に敏速な対応を取る事ができる。また、主要素材は国内に生産拠点があり、修理部品の調達も容易に行う事ができる。                      | 5   |
| 納入実績    | 近年のインクルーシブ、ユニバーサルデザインなどに配慮した遊び場への納入事例   | 5   |
| 合計      |   | 100 |

## (2)採点方法

各評価の着目点について、良好～不十分の5段階評価を行う。

①評価内容ごとに良好=10 (5)、やや良好=7 (4)、普通=5 (3)、やや不十分=3 (1)、不十分=0 (0)として換算する

②各審査委員の評価内容合計点数の合算を評価点とする（満点=900点）

## 15. 契約手続

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、契約締結の際、高山村契約規則第29条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、協議の結果、合意にいたらない場合は、次点契約候補者と契約締結に向けて同様に協議を行う。

## 16. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1)「4. 参加資格要件」を満たすことができなくなった場合
- (2)本要領に定める手続き以外の方法により、高山村の職員又は高山村の関係者に本プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3)正当な理由がなくプレゼンテーション・ヒアリング審査の時間の遅れた場合

- (4) 各書類の提出方法及び提出期限が、高山村がやむを得ない事由があると認めた場合を除きこの要領に定めに適合しない場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が、高山村がやむを得ない自由があると認めた場合を除き記載されていない場合
- (6) 提出書類等で虚偽の内容が記載されている場合
- (7) その他

提出された書類が次に該当する場合は失格とする場合がある。

- ・ 所定の様式に適合しない場合
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

#### 17. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、村は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 高山村情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（村作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、高山村と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

#### 18. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場総務課：飯塚

TEL：0279-26-7942（直通）

FAX：0279-63-2768

E-mail：soumu@vill.takayama.gunma.jp